

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年10月21日火曜日 第1502号外 1

◇ 目 次 ◇ 監査公表

今治地方局総務福祉部、保健部、産業経済部、今治家畜保健衛 生所、今治中央地域農業改良普及センター、建設部、玉川ダム 管理事務所、台ダム管理事務所、出納室......1 宇和島地方局総務福祉部、保健部、産業経済部、宇和島家畜保 健衛生所、宇和島中央地域農業改良普及センター、建設部、御 荘土木事務所、須賀川ダム管理事務所、山財ダム管理事務所、 西条地方局総務福祉部、保健部、伊予三島保健所、新居浜保健 所、産業経済部、西条家畜保健衛生所、西条中央地域農業改良 普及センター、建設部、伊予三島土木事務所、丹原土木事務所 、鹿森ダム管理事務所、黒瀬ダム管理事務所、出納室......1 八幡浜地方局総務福祉部、保健部、大洲保健所、産業経済部、 八幡浜家畜保健衛生所、八幡浜中央地域農業改良普及センター 、建設部、大洲土木事務所、宇和土木事務所、鹿野川ダム管理 松山地方局総務福祉部、保健部、産業経済部、中央家畜保健衛 生所、松山中央地域農業改良普及センター、建設部、久万土木 事務所、伊予土木事務所、出納室......2

監查公表

監査結果に基づく措置の公表......3

○公表第22号

 \bigcirc

 \bigcirc

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199 条第 9 項の規定 により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年10月21日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄 同 吉 久 宏 同 柳 澤 正 三 同 西 原 進 平

	監査	1 対	象 機	と 関		監 査 年 月 日	
今	治	地	方	局			
	総	務	福	祉	部	平成15年 7 月16日、 平成15年 7 月18日	
	保		健		部	平成15年 7 月16日	
	産	業	経	済	部	平成15年 7 月17日、 平成15年 7 月18日	
	今 治	家畜	音保 健	建衛 生	所	平成15年 7 月17日	
	今治 ンタ		域農業	平成15年 7 月18日			
	建		設		部	ıı .	
	玉川ダム管理事務所					"	
	台名	ダ ム	管 理	事 務	所	ıı .	
	出		納		室	平成15年 7 月16日	
(5	(監査の結果)						

平成14年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を 実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた

県税については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理 についても一層の努力が望まれる。 (総務福祉部)

○公表第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199 条第 9 項の規定 により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年10月21日

 愛媛県監査委員 小 川 一 雄

 同 吉 久 宏

 同 柳 澤 正 三

 同 西 原 進 平

Ē	盆 査 対 象 機	関	監査年月日
宇和	〕 島 地 方	局	
総	務福	祉 部	平成15年 7 月23日、 平成15年 7 月24日
保	健	部	平成15年 7 月23日
産	業経	済 部	平成15年 7 月23日、 平成15年 7 月24日、 平成15年 7 月25日
	宇和島家畜保姆	建衛生所	平成15年 7 月25日
	宇和島中央地域農業 センター	n,	
建	記	部	"
	御莊土木事	事務 所	平成15年 7 月24日
	須賀川ダム管理	里事務所	平成15年 7 月25日
	山財ダム管理	事 務 所	ıı .
出	納	室	平成15年 7 月23日

(監査の結果)

平成14年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を 実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた

- 1 県税については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。 (総務福祉部)
- 2 知的障害者福祉施設入所措置費負担金については、収入未済額があるので早期収入に努力が望まれる。 (総務福祉部)

○公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199 条第 9 項の規定 により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年10月21日

愛媛県監査委員 小川 一雄

司 吉久 宏

同 柳澤正三 同 西原進平 監 査 対 象 機 関 監 査 年 月 日 西 地 局 方 総 務 福 祉 部 平成15年8月19日 保 健 平成15年8月20日 部 予 三 島 保 健 所 平成15年8月18日 伊 平成15年8月20日 居 浜 保 健 所 平成15年8月18日、 平成15年8月19日、 業 終 湆 部 平成15年8月20日 平成15年8月25日 西条家畜保健衛生所 平成15年8月21日 西条中央地域農業改良普及セ 設 部 伊予三島土木事務所 平成15年8月18日 丹原土木事務所 平成15年8月25日 鹿森ダム管理事務所 平成15年8月21日 黒瀬ダム管理事務所 平成15年8月19日 出 室

(監査の結果)

平成14年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を 実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた

- 1 県税については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。 (総務福祉部)
- 2 第12号保育工事において、本数調整伐の設計積算に留意を要するものが認められた。 (産業経済部)
- 3 生活道路改良整備工事(宇道改第6号の6)において、軽量 盛土工の設計積算に留意を要するものが認められた。

(伊予三島土木事務所)

○公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199 条第 9 項の規定 により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年10月21日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄 同 吉 久 宏 同 柳 澤 正 三 同 西 原 進 平

	監	査 対	象	機関		監 査 年 月 日
八	幡	浜 地	也 方	局		
	総	務	福	祉	部	平成15年 8 月26日、 平成15年 9 月 1 日、 平成15年 9 月 4 日
	保		健		部	平成15年 9 月 4 日
	大	洲	保	健	所	平成15年 8 月26日
	産	業	経	済	部	平成15年 8 月26日、 平成15年 9 月 1 日、 平成15年 9 月 4 日、 平成15年 9 月 5 日

八幡浜家	畜保健衛生	所	平成15年9月5日
八幡浜中央 センター	地域農業改良普	予 及	II .
建	設	部	"
大 洲 土	木 事 務	所	平成15年8月26日
宇 和 土	木 事 務	所	平成15年9月1日
鹿野川ダ	ム管理事務	所	平成15年8月26日
出	納	室	平成15年9月4日

(監査の結果)

平成14年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を 実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた

- 1 県税については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。 (総務福祉部)
- 2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償 還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理 についてもなお一層の努力が望まれる。 (総務福祉部)
- 3 県営住宅貸付料については、適期収入に留意するとともに滞納 繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。 (建設部)
- 4 違約金及び延滞利息 (工事請負契約に伴うもの)については、 収入未済額があるので早期収入に一層の努力が望まれる。

(大洲土木事務所)

○公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199 条第 9 項の規定 により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年10月21日

 愛媛県監査委員
 小川 ー 雄

 同 吉 久 宏

 同 柳 澤 正 三

 同 西 原 進 平

	監	 査 対	4	機	関		監査年月日	
	<u> </u>	且以	*	1成	(美)			
松	山	地	方	扂	ā			
	総	務	福	祉	:	部	平成15年 9 月 8 日、 平成15年 9 月10日	
	保		健			部	平成15年 9 月10日	
	産 業 経 済 部		部	平成15年 9 月 8 日、 平成15年 9 月11日				
	中央家畜保健衛生所						平成15年 9 月11日	
	松山中央地域農業改良普及セ ンター						ıı .	
	建設部				部	平成15年 9 月12日		
	久	万土	木	事	務	所	平成15年9月8日	
	伊	予 土	木	事	務	所	平成15年 9 月12日	
	出		納			室	平成15年 9 月10日	

(監査の結果)

平成14年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を 実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた

1 県税については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。 (総務福祉部)

- 2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償 還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理 についても一層の努力が望まれる。 (総務福祉部)
- 3 違約金(工事請負契約に伴うもの)については、収入未済額が あるので早期収入に一層の努力が望まれる。 (産業経済部)
- 4 県営住宅貸付料については、適期収入に留意するとともに滞納 繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。 (建設部)
- 5 生活道路改良整備工事(上道改第61号の1)において、軽量盛 土工の設計積算に留意を要するものが認められた。

(久万土木事務所)

○公表第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年10月21日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄 同 吉 久 宏 同 柳 澤 正 三 同 西 原 進 平

	監査	対 象	機関		監 査 年 月 日
森	林	整	整備		平成14年10月16日
団	体	指	導	課	平成14年10月17日

(監査の結果)

- 1 県有林経営事業特別会計については、借入金利子の軽減化を図るため施業転換(借換)資金を導入するなど、県営林経営改善計画に基づいた経営改善の取組がなされているが、単年度の歳入歳出差引歳入不足額は前年度に比べて増加し、収支の不均衡が拡大しているので、今後はさらに健全な経営に向けた努力が望まれる(森林整備課)
- 2 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金については、滞納繰越額の整理に一層の努力が望まれる。

(団体指導課)

(措置の内容)

1 森林整備課

県営林の経営については、「県営林経営改善計画」(平成12年2月策定)の着実な実行を図るため、「県営林経営計画(10ヵ年)」(平成12年3月策定)に基づき、積極的な経営改善に取り組んでいる。

平成14年度においても、経営の合理化を図るため、県営林看守人の削減を行うとともに、保育・搬出間伐に造林・治山事業などの国補事業を導入し、経費の負担軽減を図り、既存借入金(公有林造林資金)については、低利の施業転換資金に借換え(258百万円)を行い、債務利子の縮減を行うなど収支改善にも努めている。

また、昨年度に続き、国の緊急地域雇用創出基金事業を取り入れ、地域雇用の創出と県有林の整備に努めており、今後とも早期 経営改善のため鋭意努力をして参りたい。

2 団体指導課(現所管:林業政策課)

林業改善資金貸付金償還金については、平成13年9月より毎月 確実に返済が続けられており、平成14年度においても120万円の 返済を受け、滞納繰越額は着実に減少している。

なお、今後も返済が継続されるよう指導し、未収入金の早期収入に努める。

	平成15年10月21日	変 媛		 第1502号外 1
1			I .	J

4